

保安管理マスター制度の実施状況について

平成29年2月27日
商務流通保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

1. 保安管理マスター制度の概要

- 保安管理マスター制度は、「鉱山保安推進協議会(※)」が鉱山における保安管理人材の育成を目的として実施する民間資格制度。※平成25年4月に民間5団体によって設立された任意の鉱種横断的組織
- 平成25年度から資格認定試験を開始し、毎年1回試験を実施。
 - 25年度～：石灰石等の露天採掘鉱山向けの「露天採掘技術保安管理士」試験
 - 26年度～：石油天然ガス鉱山向けの「鉱場技術保安管理士」試験
- 資格認定試験の際には、産業保安監督部から講師を派遣し、法令講習を実施。
- 試験に合格し、かつ、法令講習を受講した者を同協議会が「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」として認定し、称号を付与。

● 試験概要

- ・科目：技術試験（露天採掘又は鉱場から選択）、鉱山保安法令試験（共通）

※技術試験の難易度は、旧鉱山保安法に基づき実施されていた「保安技術職員国家試験」の普通試験と同等のレベル

- ・試験地：全国7都市（札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡） <平成28年度実績>

● 試験結果等の実績

	受験者数			称号認定者数			合格率(%)		
	全体	露天	鉱場	全体	露天	鉱場	全体	露天	鉱場
25年度	243	243	—	97	97	—	39.9	39.9	
26年度	566	244	322	120	33	87	21.2	13.5	27.0
27年度	588	263	325	222	82	140	37.8	31.2	43.1
28年度	549	270	279	168	85	83	30.6	31.5	29.7



平成28年度認定試験の様子
(東京会場)



平成28年度法令講習の様子
(東京会場)

2. 鉱山保安法令との連携

- 「鉱場技術保安管理士」又は「露天採掘技術保安管理士」の称号を付与された者については、鉱山保安法施行規則に規定する「作業監督者」に選任できる特例制度を導入。
- 鉱山保安法施行規則の改正とともに、特例制度のための内規を制定し、平成28年8月1日付で施行。

● 制度改正の経緯

- ・平成28年2月22日 中央鉱山保安協議会
「改正鉱山保安法の施行5年後におけるレビューのフォローアップについて」の中で、保安管理マスター制度の活用について議論
- ・平成28年6月20日～7月4日 中央鉱山保安協議会（書面審議）
- ・平成28年8月1日 改正鉱山保安法施行規則の施行、内規制定

● 特例制度が導入された作業監督者の作業区分 – 施行規則第43条第1項の表 –

- 第1号：火薬類の受渡し、運搬及び発破に関する作業
- 第8号：石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業
- 第14号：粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業

（参考）

「第10号：坑廃水処理施設の鉱害防止に関する作業」については、平成26年6月、一般財団法人休廃止鉱山資格認定協会が行う資格認定講習を修了した者を選任できる制度を導入済み。